

4 保険料の状況

(1) 保険料の設定

第1号被保険者の介護保険料基準額は、区介護保険事業計画の3年間の計画期間ごとに必要な介護サービス給付費の見込みや、高齢者人口の見込み数値等により算出する仕組みになっている。この基準額を基に所得状況に応じた（段階ごとの）保険料を設定している。

平成27年度から29年度までの第6期計画期間では、国の所得区分による多段階化に加え、国の標準第9段階を細分化し15段階とした。また、給付費の5割の公費負担とは別枠で、低所得高齢者の保険料軽減強化策としての公費を投入した。

平成30年度から令和2年度までの第7期計画期間においても、第6期と同様の観点から引き続き保険料段階を15段階とし、公費投入による低所得高齢者の保険料軽減強化策を継続している。

(2) 保険料の推移（第1期～第7期）

保険料は高齢者の増加に伴う給付費の増により上昇傾向にあり、第1期（平成12～14年度）の2,983円から第7期（平成30～令和2年度）の6,020円と約2倍となっている。

第1期 (平成12～14年度)	第2期 (平成15～17年度)	第3期 (平成18～20年度)	第4期 (平成21～23年度)	第5期 (平成24～26年度)	第6期 (平成27～29年度)	第7期 (平成30～令和2年度)
2,983円	3,317円	4,632円	4,381円	5,392円	5,642円	6,020円

(3) 保険料の徴収

第1号被保険者の介護保険料は、年金の定期支払い（年6回）の際に、年金から所得段階別の保険料があらかじめ差し引かれる『特別徴収』が原則である。しかし、年金が年額18万円に満たない場合等は、区から送付する納付書で、毎月末日までに納付する『普通徴収』となる。

第2号被保険者の介護保険料は、医療保険（国民健康保険等）の保険料の一部として一括して徴収される（保険料の額等は医療保険によって異なる。）。

第1号被保険者の所得段階別保険料額

平成 27 年度～29 年度 [第 6 期計画期間]

※第 1 段階の上段【 】内は本来の割合、下段は平成 27 年度から 29 年度まで軽減した割合

所得段階	対 象 者		比率	年額保険料
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下 		【0.50】	33,900 円
			0.45	30,500 円
第 2 段階	税 世帯 非 全員 課 員 税 が 住 民	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	0.70	47,400 円
第 3 段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	0.75	50,800 円
第 4 段階	課 税 本 者 が 人 が 住 世 帯 民 に 税 住 民 民 税 非 課	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.85	57,500 円
第 5 段階 (基準額)		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	1.00	67,700 円
第 6 段階	本人が住民税課税	合計所得金額が 120 万円未満	1.15	77,900 円
第 7 段階		合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満	1.25	84,600 円
第 8 段階		合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満	1.40	94,800 円
第 9 段階		合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満	1.65	111,700 円
第 10 段階		合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満	1.80	121,900 円
第 11 段階		合計所得金額が 500 万円以上 750 万円未満	2.10	142,200 円
第 12 段階		合計所得金額が 750 万円以上 1,000 万円未満	2.30	155,700 円
第 13 段階		合計所得金額が 1,000 万円以上 2,000 万円未満	2.50	169,300 円
第 14 段階		合計所得金額が 2,000 万円以上 3,000 万円未満	2.80	189,600 円
第 15 段階		合計所得金額が 3,000 万円以上	3.20	216,700 円

平成 30 年度～令和 2 年度 [第 7 期計画期間]

※第 1 段階の最上段【 】内は本来の割合、下段は軽減している割合。第 2 段階・第 3 段階の軽減は消費税率が 10% に引きあがった令和元年度から。

所得段階	対象者		比率	年額保険料
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下 		【0.50】	36,100 円
			0.45 (平成30年度)	32,500 円
			0.375 (令和元年度)	27,100 円
			0.30 (令和2年度)	21,700 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	0.70 (平成30年度)	50,600 円
			0.575 (令和元年度)	41,600 円
			0.45 (令和2年度)	32,500 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	0.75 (平成30年度)	54,200 円
			0.725 (令和元年度)	52,400 円
			0.70 (令和2年度)	50,600 円
第 4 段階	者がいるに非本人が住民税課税で世帯	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.85	61,400 円
第 5 段階 (基準額)				
第 6 段階	本人が住民税課税	合計所得金額が 120 万円未満	1.15	83,100 円
第 7 段階		合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満	1.25	90,300 円
第 8 段階		合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	1.40	101,100 円
第 9 段階		合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満	1.65	119,200 円
第 10 段階		合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満	1.80	130,000 円
第 11 段階		合計所得金額が 500 万円以上 750 万円未満	2.10	151,700 円
第 12 段階		合計所得金額が 750 万円以上 1,000 万円未満	2.50	180,600 円
第 13 段階		合計所得金額が 1,000 万円以上 2,000 万円未満	2.80	202,300 円
第 14 段階		合計所得金額が 2,000 万円以上 3,000 万円未満	3.20	231,200 円
第 15 段階		合計所得金額が 3,000 万円以上	3.50	252,800 円

所得段階別及び徴収区分別 第1号被保険者数

(年度末現在 単位：人)

段階 区分	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	特別 徴収	普通 徴収	計	構成 比率	特別 徴収	普通 徴収	計	構成 比率	特別 徴収	普通 徴収	計	構成 比率
1	5,405	1,834	7,239	17.0%	5,144	1,793	6,937	16.1%	5,270	1,614	6,884	15.8%
2	2,214	144	2,358	5.5%	2,196	227	2,423	5.6%	2,307	171	2,478	5.7%
3	2,201	434	2,635	6.2%	2,314	460	2,774	6.5%	2,404	439	2,843	6.5%
4	4,417	676	5,093	12.0%	4,228	693	4,921	11.4%	4,170	606	4,776	11.0%
5	3,387	246	3,633	8.5%	3,513	229	3,742	8.7%	3,706	230	3,936	9.1%
6	4,095	548	4,643	10.9%	4,264	494	4,758	11.1%	4,488	474	4,962	11.4%
7	4,219	437	4,656	10.9%	4,384	406	4,790	11.1%	4,964	463	5,427	12.5%
8	3,675	413	4,088	9.6%	3,800	389	4,189	9.7%	3,480	330	3,810	8.8%
9	2,130	213	2,343	5.5%	2,158	209	2,367	5.5%	1,961	171	2,132	4.9%
10	1,074	140	1,214	2.8%	1,109	131	1,240	2.9%	1,169	123	1,292	3.0%
11	1,452	192	1,644	3.9%	1,444	176	1,620	3.8%	1,421	173	1,594	3.7%
12	670	125	795	1.8%	700	117	817	1.9%	668	130	798	1.8%
13	1,108	238	1,346	3.2%	1,156	235	1,391	3.2%	1,135	249	1,384	3.2%
14	320	95	415	1.0%	344	98	442	1.0%	374	94	468	1.1%
15	452	103	555	1.3%	481	113	594	1.4%	525	133	658	1.5%
合計	36,819	5,838	42,657	100.0%	37,235	5,770	43,005	100.0%	38,042	5,400	43,442	100.0%

段階 区分	平成 30 年度				令和元年度			
	特別 徴収	普通 徴収	計	構成 比率	特別 徴収	普通 徴収	計	構成 比率
1	5,329	1,497	6,826	15.6%	4,980	1,716	6,696	15.2%
2	2,361	136	2,497	5.7%	2,317	238	2,555	5.8%
3	2,426	408	2,834	6.5%	2,486	426	2,912	6.6%
4	4,045	607	4,652	10.7%	3,974	606	4,580	10.4%
5	3,781	200	3,981	9.1%	3,804	198	4,002	9.1%
6	4,553	457	5,010	11.5%	4,680	482	5,162	11.7%
7	4,998	483	5,481	12.6%	5,042	512	5,554	12.6%
8	3,455	380	3,835	8.8%	3,459	371	3,830	8.7%
9	1,963	187	2,150	4.9%	2,018	211	2,229	5.1%
10	1,171	126	1,297	3.0%	1,150	144	1,294	2.9%
11	1,471	218	1,689	3.9%	1,491	223	1,714	3.9%
12	691	120	811	1.9%	677	158	835	1.9%
13	1,146	293	1,439	3.3%	1,168	302	1,470	3.3%
14	380	104	484	1.1%	346	127	473	1.1%
15	503	139	642	1.5%	513	136	649	1.5%
合計	38,273	5,355	43,628	100.0%	38,105	5,850	43,955	100.0%

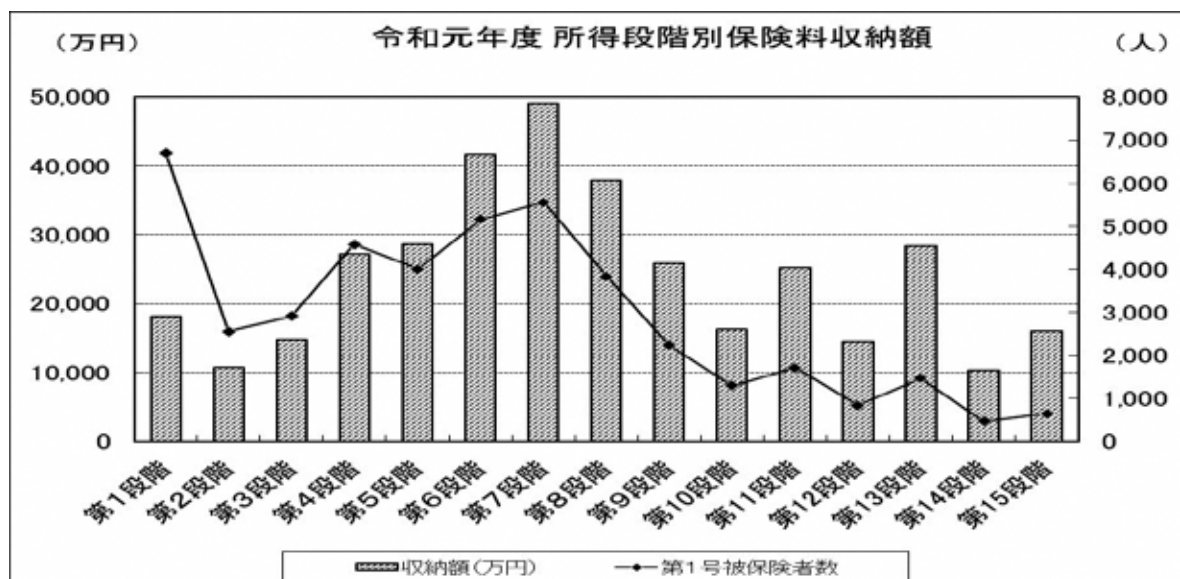
第1号被保険者の介護保険料の収納状況

【令和元年度】

(単位：円)

所得段階	調定額	収納額	収納率	
			令和元年度	平成30年度
第1段階	185,322,800	181,932,500	98.2%	98.0%
第2段階	108,122,600	107,460,700	99.4%	99.3%
第3段階	153,722,400	146,587,200	95.4%	95.2%
第4段階	276,391,900	271,171,700	98.1%	98.1%
第5段階	289,349,400	286,079,700	98.9%	98.6%
第6段階	423,659,100	416,392,400	98.3%	98.1%
第7段階	497,814,200	490,400,100	98.5%	98.5%
第8段階	382,985,500	378,821,400	98.9%	98.7%
第9段階	261,120,700	258,904,300	99.2%	99.0%
第10段階	164,564,800	163,550,100	99.4%	99.2%
第11段階	253,344,100	251,907,900	99.4%	99.1%
第12段階	146,539,500	144,530,000	98.6%	99.1%
第13段階	286,044,700	283,094,400	99.0%	99.0%
第14段階	104,750,600	103,681,900	99.0%	99.1%
第15段階	162,000,400	160,367,300	99.0%	99.0%
過年度賦課分 (所得段階区分せず)	3,692,800	3,464,700	93.8%	83.3%
合計	3,699,425,500	3,648,346,300	98.6%	98.5%

	調定額	収納額	不納欠損額	収納率
滞納繰越分	115,994,900	18,208,800	45,331,600	15.7%



保険料の徴収区分別収納状況

(単位：円)

		調定額	収納額	不納欠損額	収入未済額	収納率	
平成 27 年 度	現 年	特別徴収	2,815,890,100	2,815,890,100	0	0	100.0%
		普通徴収	480,013,100	418,252,200	0	61,760,900	87.1%
		小計	3,295,903,200	3,234,142,300	0	61,760,900	98.1%
	滞納繰越	113,710,700	19,590,380	37,693,920	56,426,400	17.2%	
	合計	3,409,613,900	3,253,732,680	37,693,920	118,187,300	95.4%	
平成 28 年 度	現 年	特別徴収	2,906,963,100	2,906,963,100	0	0	100.0%
		普通徴収	462,076,700	400,453,300	0	61,623,400	86.7%
		小計	3,369,039,800	3,307,416,400	0	61,623,400	98.2%
	滞納繰越	117,859,700	16,460,715	39,556,000	61,842,985	14.0%	
	合計	3,486,899,500	3,323,877,115	39,556,000	123,466,385	95.3%	
平成 29 年 度	現 年	特別徴収	2,947,952,400	2,947,952,400	0	0	100.0%
		普通徴収	460,477,900	401,577,700	0	58,900,200	87.2%
		小計	3,408,430,300	3,349,530,100	0	58,900,200	98.3%
	滞納繰越	123,037,785	18,386,420	42,998,200	61,653,165	14.9%	
	合計	3,531,468,085	3,367,916,520	42,998,200	120,553,365	95.4%	
平成 30 年 度	現 年	特別徴収	3,221,482,300	3,221,482,300	0	0	100.0%
		普通徴収	508,754,600	452,686,100	9,500	56,059,000	89.0%
		小計	3,730,236,900	3,674,168,400	9,500	56,059,000	98.5%
	滞納繰越	119,912,465	17,036,100	42,494,365	60,382,000	14.2%	
	合計	3,850,149,365	3,691,204,500	42,503,865	116,441,000	95.9%	
令 和 元 年 度	現 年	特別徴収	3,200,920,000	3,200,920,000	0	0	100.0%
		普通徴収	498,505,500	447,426,300	0	51,079,200	89.8%
		小計	3,699,425,500	3,648,346,300	0	51,079,200	98.6%
	滞納繰越	115,994,900	18,208,800	45,331,600	52,454,500	15.7%	
	合計	3,815,420,400	3,666,555,100	45,331,600	103,533,700	96.1%	

※収納額は、収入額から還付未済を差し引いた金額である。

※各年度5月31日現在の金額となっている。

(4) 保険料の個別減額

申請した月から、次の条件を全て満たす方の保険料を、第1段階と同率に減額する制度である。

- ①介護保険料の所得段階が第2段階・第3段階であること。
- ②世帯の前年の収入が1人世帯で120万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）。
- ③世帯で所有する預貯金が、1人世帯で240万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算）。
- ④居住用以外の土地又は建物を所有していないこと。
- ⑤住民税課税者と生計を共にしていないこと
- ⑥住民税課税者の扶養を受けていないこと。
- ⑦原則として保険料を滞納していないこと。

年 度	承認件数	減額金額
平成27年度	1 件	16,900 円
平成28年度	1 件	16,900 円
平成29年度	3 件	35,300 円
平成30年度	0 件	0 円
令和元年度	4 件	48,300 円

(5) 保険料の減免・徴収猶予

次の場合に、被保険者に対して、申請に基づき実情を調査のうえ、保険料の減額・免除や徴収の猶予を行う制度である。

- ①災害により損害を受けた場合
- ②世帯の生計中心者の死亡等により著しく生活が困難になった場合
- ③東日本大震災により被災した場合

年 度	災害等による減免・猶予	東日本大震災被災者	合計
平成27年度	0 件	5 件	5 件
平成28年度	1 件	5 件	6 件
平成29年度	1 件	3 件	4 件
平成30年度	1 件	3 件	4 件
令和元年度	2 件	3 件	5 件